



自転車にかかると「改正道路交通法施行令」が閣議決定されました。

来年4月1日（水）から施行

こんにちは、生徒会です。

今回は生徒の皆さんに大きく関わる「改正道路交通法施行令」が今月17日（火）に閣議決定しましたので、その内容を簡単にお知らせします。

自転車での交通違反に対して反則金の納付を通告するいわゆる「青切符」による取り締まりについて、反則金の額が決定し、来年の4月1日から取り締まりが行われることになりました。取り締まりは16歳以上が対象です。

今回示された主な反則金の額は以下の通りです。

1. 携帯電話を使用しながらの運転（ながら運転）・・・12,000円
2. 信号無視・・・6,000円
3. 逆走や歩道通行などの通行区分違反・・・6,000円
4. 並んで走行する並進禁止違反・・・3,000円

上記の4つについては、本校生の自転車乗車マナーで、外部の方から指摘されている事例を掲載しましたが、「改正道路交通法施行令」では113の交通違反について、反則金の額が決定しています。

生徒の皆さん、自転車に乗車するときは交通ルールを守り、安全運転を心がけてください。

【参考】令和7年度「生徒会だより第15号（5月26日発行）」

【本校生がよく見かける乗車マナーの良くない点（外部からの指摘もあります）】

- ・スマホを使用しながらの運転
- ・2人乗り
- ・傘さし運転
- ・並列走行
- ・右側通行
- ・交差点での斜め横断
- ・イヤホンをしたままの運転